

## 鳥取県告示第410号

平成16年鳥取県告示第533号（コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画の認定について）により告示した、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づく保護管理事業について、次のとおり変更があったので、告示する。

平成22年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 変更年月日 平成19年1月3日
- 2 変更事項 保護管理事業を行う者の氏名  
変更前 鳥取昆虫同好会倉吉支部長 國本 洸紀  
変更後 鳥取昆虫同好会会長 國本 洸紀